

2015.6.18

「憲法学者が憲法違反だと言うのは当然だ、しかし」

こんにちは、参議院議員の西田昌司です。本日は6月18日の木曜日です。昨日、久々に党首討論があり、安倍総理と野党党首との間で、平和安全法制についての議論が行われました。

しかし、中々この議論が噛み合いませんでした。それは、衆議院の憲法審査会において、自民党の推薦した参考人が今回の平和安全法制が憲法違反であると言うことを言い放った為に、国民の理解も随分後退し、反対する声が高まったからです。そこで、本日はこの問題について意見を申し上げたいと思います。

結論を言いますと、憲法学者の方々が違憲だと主張されることも、ある意味では尤もなことですが、私はそれを支持しません。何故かといいますと、憲法学者が憲法違反だと言う理由は、誰が見てもわかりますが、憲法を見ると、そもそも憲法9条は国権の発動たる戦争を否定し、戦争の為の陸海空軍を保持することも認めず、また国の交戦権も認めないという書き方で出来ています。そして、我々が学校で教わってきた事は、先の大戦の反省から平和国家として生まれ変わった。また、平和国家と言うのは、戦争をしない国の事なの

だという意味で 9 条があると教わって来たのです。

しかし、戦力不保持まで言っているのに、現実には自衛隊があります。そして、今や自衛隊は憲法に違反しているものだから要らないという人も国民の中には殆どいないのです。そして、憲法 9 条と自衛隊の関係は如何なものなのかということの現実的な整理が殆どなされないまま戦後 70 年まで来ています。その問題が漸くクローズアップされてきたのです。

憲法学者の方からすると、条文には戦力不保持や交戦権も認めないと言っているにも関わらず、戦争に巻き込まれる可能性のある集団的自衛権の行使は憲法違反になるという説明をされます。では、字面からは否定されているとしか理解出来ない自衛隊が何故あるのかという説明を憲法学者の方に説明して頂きたいと思います。私は彼らがどのような答弁をされるのか分かりませんが、誰が考えても、自衛隊の存在は認められないと思います。しかし、現実には存在します。では、何故存在するのかという事実関係を確かめる必要があります。

そうすると、元々、現憲法が出来た経緯というのは、昭和 21 年に GHQ の指令によって大日本帝国憲法が改正されて作られました。そ

これは我々が帝国議会で改正をしたということになっています。そしてそれをした理由は、あの戦争を反省して、二度と戦争を起こさない平和国家として生まれ変わったということを宣言して 9 条を書いたのです。そしてそういったようにずっと教えてきているのです。

ところが、そのように教えられてきたのにも関わらず、昭和 25 年には自衛隊の前身となる警察予備隊が作られましたが、それが何であったのかという整理がしっかり教えられてこなかったのです。あの時作られたのは、GHQ の指令によって再軍備が要請されたからです。そして再軍備が要請された理由は、昭和 25 年に朝鮮戦争が起こり、北朝鮮が韓国に 38 度線を超えて侵入し、アメリカがそれを追い返す為に日本から米軍が飛び立っていくと、日本を守る軍隊がいなくなるのは困るから、もう一度再軍備を指令したということでした。

まさに、憲法も自衛隊も、作ったのは GHQ そのものなのです。

占領下であるからこそ、主権者としての日本人の意思とは無関係なところで憲法が改正され、再軍備もされたということです。そしてこの事実を憲法学者の方はどのように判断されているのでしょうか。

そうすると、憲法学者の方は字面だけで集団的自衛権の行使は読み取れないということですが、そもそも字面からすれば、自衛隊の存

在すら読み取れる訳がないのです。この憲法は自衛隊を持った時点で、既に無効になっていると言ってもいいと思います。そして、実際に占領基本法であった訳ですから、占領が終わった昭和 27 年 4 月 28 日のサンフランシスコ条約の発効の日をもって現憲法の無効宣言をすべきでした。しかし、戦後この問題を整理せず、そのまま学校の教育の現場では、ずっと平和教育という名の下に事実が捻じ曲げられて教えられ、教えられた事を脈々と受け継いで、次の世代に憲法論として教えてきたのが憲法学者の方々なのです。従いまして、占領中の主権がない思考停止の状態を 70 年生きているのです。そして、この方々が憲法違反と言われるのもある意味当然のことなのですが、もう一つ大事な事は、そもそも何故憲法や自衛隊が出来たのかという経緯について、本当に自分の頭で物を考えず、そのことの矛盾を考えずに来てしまったという戦後体制そのものの塊であるのです。

今、安倍総理がしようとしている平和安全保障政策は、独立した国では当たり前の話ですが、この話を本当に国民が理解して頂こうとすると、占領時代の遺物である憲法と自衛隊の関係の矛盾を自らが認めなければなりません。その事を認めた上でないと、集团的自

衛権の話をしつかりと国民の方に理解してもらうことは無理ではないのかと思います。

ですから、占領基本法たる憲法を憲法として扱い、憲法学者が皆、その論法の中で今の平和安全法制を違憲だと仰るのですから、ここはもう一度説明の仕方を根本的に変えて、そもそもの占領時代の矛盾を国民に知らしめる所から練り直した方が、国民の理解が得られるのではないかと私は思います。急がば回れという言葉がありますように、そこを政府の皆様方にもしっかりと考えて頂きたいと思います。

本日も御覧頂きありがとうございました。